

「高速道路の速度規制等」に係る論点

1 規制速度が低く設定されている高速道路の速度規制の在り方

規制速度が低く設定されている高速道路の中には、外観（視界が開けている、平坦で一直線であるなど）からドライバーが適切であると感じる速度と規制速度が必ずしも一致していない場所もある。ドライバーに規制速度の遵守を求めるためには、規制速度の見直しによる道路側からドライバー側への配慮が必要なのではないか。

他方で、規制速度の決定に当たっては、騒音、振動等の公害対策のように視覚ではとらえられない要素や、路肩が狭小で安全上問題があるといったドライバーからは認識しにくい要素についても考慮する必要がある。

外観以外の理由で規制速度を低く設定する必要がある場合には、補助標識を活用するなど、規制速度を低く設定している理由を通行するドライバーに理解しやすくする工夫も必要ではないか。

2 高規格の高速道路における速度規制の在り方

設計速度が100km/hを超える高規格の高速道路については、その機能を最大限にいかす観点から、最高速度規制の引き上げについて検討する必要があるのではないか。

他方で、最高速度を100km/hを超える速度に引き上げることは、事故発生時の危険認知速度が上昇するにつれて事故の重大性が増加することや速度差が40km/hを超えると事故発生確率が上昇することなどの安全性の観点から考慮すべき点もある。

交通事故を増やすことなく、最高速度の引き上げを行い、高速道路利用者の利便性の向上を図るためには、例えば、

- ・ 規制速度を引き上げてもしっかり安全が確保できる視距、勾配等
- ・ 高齢運転者や初心運転者であっても安全に走行することができる速度

・ 検討対象となる道路に係る交通事故の発生状況等に配慮し、データを収集・検証することが必要と考えられるが、他にはどのような点について配慮する必要があるか。

また、実際に引き上げを行うこととした場合には、配慮すべき事項を踏まえた統一的な規制基準を策定した上で、個別の道路について判断していくことが必要ではないか。

3 高速道路における速度の異なる車両の混在交通への対処方策

常に追い越し車線を低速度で走行する車両がいるなど、車両通行帯のルールが守られていない現状が見られる。軽自動車やスピードリミッターの装着が義務付けられた大型貨物自動車のように物理的にスピードが出せない車両が混在することへの何らかの対策が必要ではないか。

高速道路上において走行速度の異なる車両が混在する中で、高速道路全体としての円滑な交通を確保する観点から様々なルールの見直し、徹底等を図るためには、例えば、

- ・ 道路管理者、高速道路会社等と連携した広報啓発活動
 - ・ 通行帯違反車両の取締りの推進
 - ・ 特定車両の通行すべき車両通行帯を指定する交通規制の推進
- 等が考えられるが、他にはどのような取組が考えられるか。